

奈良県病院薬剤師会 代議員等選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条

一般社団法人奈良県病院薬剤師会(以下、本会という)が一般社団法人日本病院薬剤師会(以下、日病薬という)の代議員を公正且つ円滑に選出するため、日病薬代議員選挙管理規程に準じて本規程を定める。

(代議員及び補欠の代議員)

第2条

本規程に基づき選出される代議員をもって、日病薬の一般社団法人の設立登記後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員となる。

2 代議員を選出するため、本会正会員による代議員選挙(以下、「選挙」という)を行う。選挙を行うために必要な細則は第2章以降に定める。

3 代議員定数は、日病薬から通知される人数とする。概ね正会員の500人の中から1人の割合をもって算出されるのが原則であるが、500人に満たない場合でも、最低1人は算出される。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は選挙に立候補することができる。

5 選挙は日病薬からの委託を受けて2年に1度、6月30日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙を行った年の7月1日から2年後の6月30日までとする。

6 正会員は代議員を選挙する権利を有する。

7 代議員は、いつでも辞任することができる。

8 日病薬の社員としての代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。(当該代議員は役員を選任及び解任(法人法第63条、第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

9 代議員は正会員資格を失ったとき及び法人法第29条各号の事由に該当するときは資格を喪失する。

10 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。

11 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

12 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、辞任もしくは資格を失った代議員の予定されていた任期满了時までとする。ただし、補欠の代議員が、会員資格を喪失したときは、その資格を失う。

13 日病薬の社員たる代議員は法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、日病薬に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行書面等の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

14 日病薬の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、日病薬に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第2章 選挙実施者

(選挙実施者)

第3条 代議員選挙は、本会会長が日病薬からの委託を受けて実施する。

2 本会会長は、前項による委託があったときは、選挙実施者である選挙管理委員会を組織し、第3章で定める方法により選挙を実施し、選挙結果を日病薬選挙管理委員会に報告しなければならない。

(実施事項)

第4条 選挙実施者は、次の事項を行わなければならない。

(1) 選挙の公示

(2) 選挙の実施

(3) 当選人の決定

(4) 当選人の公示

(5) その他選挙に必要な事項

2 選挙に必要な様式は、日病薬選挙管理委員会が定める。

第3章 選挙

(選挙の公示等)

第5条

選挙は、原則として本会総会にて直接選挙を行う。

2 選挙公示は、原則として選挙日の3ヶ月以上前までに行なうことが望ましいが、諸事情によって最低でも2ヶ月以上の期間を設けることとする。

(選挙権・被選挙権の行使)

第6条

選挙権及び被選挙権の行使は、日病薬の規程により本会正会員のみとする。

2 選挙権及び被選挙権を行使する区域は、原則として選挙を実施する年の4月1日に会員の勤務先が所在する区域とされているが、選挙を実施する年の4月2日以降に区域をまたぐ勤務先の変更を行った場合は、「日本病院薬剤師会 代議員選挙管理規程」に準ずる。

(立候補)

第7条

自ら候補者になろうとする者は、本会選挙管理委員会が定める立候補期日(14日以上とする)までに立候補届を提出しなければならない。ただし、候補者が定数に達しない場合は、本会会長が正会員の中から代議員定数を満たすよう代議員候補者を選定することができる。

(辞退)

第8条

立候補を辞退する場合は投票開始までに辞退届を提出しなければならない。

(立候補者の公示)

第9条

立候補者の公示は原則として、選挙日の14日以上前に行わなければならない。

(投票)

第10条

候補者が定数を超えた場合は投票を行う。

2 定数にかかわらず選挙権者1名につき立候補者1名に対してのみ投票を行う。

3 総会に出席されない正会員は10日以上14日以下の期間を設けて不在者投票を行うことができる。投票期間は立候補者公示後に発表するが、個別には連絡しない。なお、投票期間を過ぎての投票は無効である。

(開票)

第11条

求めに応じて、開票に際して立会人を置くことができる。この場合立候補者は立会人になることができない。

2 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 本会所定の様式、方法によらないもの
- (2) 候補者以外の者に投票したもの
- (3) 投票内容が確認し難いもの

(当選人の決定)

第12条

当選人は得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。なお、得票数が同数の場合は本会会長がくじで定める。

2 前項の規程に関わらず候補者が定数内の場合、立候補者がいない場合は、投票を行わず正会員の総会決議により当選人を決定することができる。

3 前項の場合、本会会長が総会にて代議員および補欠の代議員の立候補者を本会正会員の中から推薦し、本会定款・細則に準じた総会決議でもって当選人を決定することができる。

(委任)

第13条

本章で定めるほか選挙及び補欠の代議員選挙に必要な事項は本会選挙管理委員会に委任する。

第4章 雑則

(改廃)

第14条

本規程の改廃は、本会理事会において行う。

第5章 移行選挙

(移行選挙)

第15条

移行選挙については日病薬代議員選挙管理規程に準じて行うが、日病薬専務理事が立会人

を務めることになるので選挙に必要な事項は日病薬選挙管理委員会に委任する。

附則

本規程は平成29年3月1日より施行する。